官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定を解除する件（農林水産一二八二～一二九二）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二九三～一二九七）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八三六）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八三七）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八三八）　五
○直轄砂防工事が終了した件（同八三九）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同八四〇）　五
○道路に関する件（中部地方整備局七九）　五
〔人事異動〕
最高裁判所　五
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八七）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　七

その他告示

○農林水産省告示第千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森四三の二・字舘ケ澤七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子一の七七（国有林）・一の八三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

二　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子一の七七（国有林）

二　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県宇土市網津町字野添二九六五の二、二九六八の三、二九八九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府城陽市中芦原六八の一の一七・六八の一の一九・六八の一〇四・六八の一一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六八の一〇八、六八の一一五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　その他

（次の図）は、省略し、その図面を京都府庁及び城陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字新巻字丸橋一一五六の七・一一五七の八（以上二筆国有林）、一一五六の六、一一五七の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県名張市蔵持町字原出一三〇〇の一・一三一四の一・一三一五の二（以上三筆国有林）、一三一五の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町新庄二七四号ヲリト一・二七三号丑谷一・二七二号黒谷九の一・八の一・八の二・二六八号奥足谷二〇の一・二六六号ソゴノ上八の一・二八八号奥ヲシ尾一の二・二九〇号小塩山八の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町新庄二九〇号小塩山八の一・八の三・二六四号奥崩谷八の二・二六五号宮谷一五の一・二六六号ソゴノ上八の一・二六八号奥足谷二〇の一・二七二号黒谷八の一・八の二・二七三号丑谷一・二七四号ヲリト一・二（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町中野字高石六六〇九、湖南町赤津字西岐二八〇一の七
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高石六六〇九（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市熱海町石筵字中鶯一の三、熱海町高玉字大志津四の二、字小松倉三の一、三の三、三の四、熱海町安子島字鞍手山九、字桜橋三の五から三の七まで（以上三筆国有林）、三の二、字真弓山四の三、五の二八、六の一、字蓬山七の三・八の三（以上二筆国有林）、熱海町中山字尾畑沢一の二、字中丸三、湖南町舘字登以ノ入二六四四の一八、二六四四の三〇、湖南町中野字三ツ釜六六〇一の一、中田町柳橋字前ノ内六六一から六六三まで、六六五
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大志津四の二、字鞍手山九、字桜橋三の六・三の七（以上二筆国有林）、三の二、字登以ノ入二六四四の一八、二六四四の三〇、字前ノ内六六一から六六三まで、六六五
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水上分字キシノ下タ三〇六〇、三〇六一、三〇六四の六から三〇六四の一一まで、字サテ藪三〇六八の一、三〇六八の二、字サデ藪谷山二九九五の七、字ズズ山三九五四から三九五八まで、字ム子荒三〇五三の四から三〇五三の九まで、字ヤシキガウチ三八八四、三八八八、三八八九、字猿額山三九六〇、字牛王山上ミ二九九四の一、二九九四の三、二九九四の六から二九九四の一六まで、二九九四の一八、二九九四の一九、字向山三〇六七、字佐手藪山二九九五の六、字山葉ヶ瀧山三九五九の一、字子ゴレ山三九二一、字大平三〇六九のイ、三〇六九のロ、三〇七〇の一、三〇七〇の二、三〇七一、三〇八八、三〇八九、字程野山三〇四〇の一から三〇四〇の一〇まで、字桧尾畝山三〇六六、字桧尾畝留加山三〇六五、字下保口山三〇四八の二、字中鳥屋山三〇五〇、字段々山二八八三の一、二八八三の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　(一)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　富山県南砺市皆葎字向裏二七、田向字重峯二から四まで、八の一から八の三まで、一八の一から一八の三まで、字脇谷二六、二七、字桂谷一、二、一一から一四まで、一五の一、一五の二、一六、小瀬字中平二七、二八の一、三〇の一、三〇の三、三一の一、三一の四、三二の一、三二の三、三二の四、三五の一、三五の二、三五の四、三五の五、三七の一、三八から四〇まで、四三の一、四四、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四八の三、四八の五、四八の七、四九、五〇の一、字池平二の一、六から八まで、九の一、一〇から一三まで、一五、一六、一七の一、一八の一、一九、二〇の一、二八から三一まで、三二の一、漆谷字上中平二の一、二の三、三、四、西赤尾町字水行谷一の二、七の一、八の一から八の五まで、九の一、九の二、一〇の二、一三の二、一五の二、字老ノ谷四の二、椹字北谷一〇一の四、一〇二の五、字三味谷三、四、一四、井口田屋字スリコ一、石田東石田入会字雁沼一、二、北野蓑谷入会字蓑谷山一九の一、一九の八から一九の一二まで、二〇の一から二〇の四まで、二四の一、二四の一三から二四の一五まで、三一、三三の三、三四から四〇まで、四九の四七、林道字横渡一の一から一の三まで、上田外弐拾六ケ村入会地字山田郷東口一六の一〇（国有林）、四の一、一五の一四、一六の一から一六の九まで、一六の一一、信未字六郎一の一、四から九まで、一〇の一、一〇の二、一一から一三まで、一五の一、一六、一六の二、一七、一八、一九の一、一九の二、二〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　富山県富山市八尾町島地字明地谷二〇の一、二一の一、二二の三、二二の四、二四の五から二四の九まで、二五の二、二五の三、二六の一、二六の二、二七の一から二七の五まで、二八の一から二八の五まで、二九の一から二九の四まで、二九の六、二九の八から二九の一一まで、三〇の二、三〇の三、三一の二から三一の四まで、三二の一、三二の二、三三、三四の一、三四の二、三一五から三一八まで、三二一、三二二、三二四、三二八、三三二、三三三、三三六、三四五、八尾町中島字明地谷二五、二六、二七の一、二七の二、二八の一から二八の四まで、二九の一、二九の二、三〇、三一の一から三一の三まで、三二、三三、三四の二、三四の三、三五の一から三五の三まで、字大窪坂三二七、字峠三九四から三九六まで、字峠坂三九八、三九九、八尾町猟師ケ原字水上谷二四、字中滝六の二、八尾町尾畑字黒岩一五の一から一五の四まで、一六の二から一六の七まで、字鍋谷一九の一から一九の八まで、二〇の一から二〇の四まで、二一、二二の一、二二の三から二二の五まで、二三の一から二三の四まで、二四の一から二四の七まで、二五の一から二五の三まで、二五の五、二五の六、字水谷四七の一から四七の六まで、四八の一、四八の二、四九の一から四九の七まで、五〇の二から五〇の五まで、五一の一から五一の七まで、五二の一から五二の五まで、五三の一から五三の五まで、五四の一から五四の四まで、八尾町小畑字上ノ山九の一から九の一一まで、一三の一から一三の七まで、字水谷一五の一から一五の六まで、一五の八から一五の一一まで、八尾町細滝字谷口山二七の一から二七の五まで、二七の八、二七の九、二八の一、二八の二、二八の四から二八の六まで、二九の一、二九の二、二九の四、三〇の一から三〇の四まで、三一の一、三一の二、三二の一から三二の八まで、三二の一〇、字平田山三四の一から三四の四まで、字谷口八四一の一、八四一の二、八四二から八五〇まで、八五一の一、八五一の二、八五三から八五五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十二年六月十八日農林水産省告示第七百二十九号（一の㈠の1、2（朝倉郡筑前町三並字藤ヶ尾四〇三の一、四〇三の九を除く。）、3、4（朝倉市秋月野鳥字本谷八四四の三、八四四の三四、八四四の五九、八四四の七四、八四四の七五を除く。）及び5から9並びに二の㈠の3に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　阿弥陀沢（二）

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市柳沢
字高田　一四七六番　一号
　一四七九番四　五号及び六号
　一四八二番一　七号
　一四八一番　八号

新潟県三条市東大崎
字道沢　四〇三三番　二号
　四〇三七番　三号
　四〇四三番　四号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西村川（二）

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県魚沼市大倉
字白兀　六九番一　一号から三号まで
　七〇番三　四号
　七二番　五号及び六号
　六〇番　七号及び八号
　七三番一　九号
　七三番二　十号
　八〇番一　十一号
　七四番七　十二号及び十三号
　八二番一　十四号
　一一一番四　十五号

○国土交通省告示第八百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯浦川五

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県阿蘇市南宮原及び同市湯浦の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線、十点から十一点までを熊本県阿蘇市南宮原字村上三三六番二七一と三三六番二七〇との筆界に沿って結んだ線、十一点から五十七点までを順次結んだ線、五十七点から五十八点までを熊本県阿蘇市湯浦字城一六五五番の河川敷との筆界に沿って結んだ線、五十八点から六十二点までを順次結んだ線、六十二点から六十三点までを熊本県阿蘇市南宮原字村上二四七番一と二四七番二との筆界に沿って結んだ線、六十三点から六十八点までを順次結んだ線、六十八点から六十九点までを熊本県阿蘇市南宮原字村上二三六番と二四七番二との筆界に沿って結んだ線、六十九番から七十番までを順次結んだ線、七十点から七十一点までを熊本県阿蘇市湯浦字城一六五六番と一六四八番二との筆界に沿って結んだ線、七十一点から百十四点までを順次結んだ線及び一点と百十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 59′ 37.0348″	131° 03′ 25.9108″
2	32° 59′ 37.2151″	131° 03′ 26.5247″
3	32° 59′ 38.3736″	131° 03′ 26.3007″
4	32° 59′ 39.3514″	131° 03′ 27.5947″
5	32° 59′ 38.7564″	131° 03′ 30.7065″
6	32° 59′ 38.5980″	131° 03′ 30.7453″
7	32° 59′ 37.3503″	131° 03′ 29.3636″
8	32° 59′ 37.1399″	131° 03′ 29.3741″
9	32° 59′ 36.8909″	131° 03′ 30.6904″
10	32° 59′ 36.9416″	131° 03′ 31.3801″
11	32° 59′ 37.2258″	131° 03′ 32.4421″
12	32° 59′ 36.8552″	131° 03′ 33.6581″
13	32° 59′ 36.7415″	131° 03′ 33.6168″
14	32° 59′ 36.7972″	131° 03′ 32.2605″
15	32° 59′ 36.4500″	131° 03′ 31.4088″
16	32° 59′ 35.8719″	131° 03′ 30.4366″
17	32° 59′ 35.5495″	131° 03′ 30.0913″
18	32° 59′ 34.6841″	131° 03′ 30.3232″
19	32° 59′ 34.4250″	131° 03′ 30.1022″
20	32° 59′ 34.7980″	131° 03′ 29.0804″
21	32° 59′ 35.6747″	131° 03′ 27.4007″
22	32° 59′ 36.0545″	131° 03′ 26.9307″
23	32° 59′ 36.0786″	131° 03′ 26.2941″
24	32° 59′ 36.6026″	131° 03′ 26.0797″
25	32° 59′ 36.5048″	131° 03′ 25.8322″
26	32° 59′ 36.5983″	131° 03′ 25.8181″
27	32° 59′ 37.8326″	131° 03′ 25.3557″
28	32° 59′ 38.2752″	131° 03′ 25.2296″
29	32° 59′ 39.1875″	131° 03′ 24.9676″
30	32° 59′ 39.3906″	131° 03′ 24.8176″
31	32° 59′ 39.5100″	131° 03′ 24.3427″
32	32° 59′ 39.3458″	131° 03′ 22.8065″
33	32° 59′ 39.2135″	131° 03′ 22.0439″
34	32° 59′ 39.0713″	131° 03′ 21.3188″
35	32° 59′ 38.7146″	131° 03′ 19.8869″
36	32° 59′ 38.4031″	131° 03′ 19.2228″
37	32° 59′ 38.0208″	131° 03′ 18.5977″
38	32° 59′ 37.7184″	131° 03′ 17.9135″
39	32° 59′ 37.3747″	131° 03′ 17.2599″
40	32° 59′ 36.6645″	131° 03′ 16.2650″
41	32° 59′ 36.6278″	131° 03′ 15.9798″
42	32° 59′ 36.3864″	131° 03′ 15.1357″
43	32° 59′ 36.3982″	131° 03′ 14.9253″
44	32° 59′ 36.4350″	131° 03′ 14.2678″
45	32° 59′ 36.4676″	131° 03′ 12.9603″
46	32° 59′ 36.0305″	131° 03′ 12.5795″
47	32° 59′ 35.5567″	131° 03′ 12.5877″
48	32° 59′ 35.4070″	131° 03′ 12.5741″
49	32° 59′ 34.7669″	131° 03′ 12.6774″
50	32° 59′ 34.1212″	131° 03′ 12.7590″
51	32° 59′ 33.8527″	131° 03′ 12.8078″
52	32° 59′ 33.6348″	131° 03′ 12.8205″
53	32° 59′ 33.0865″	131° 03′ 12.5641″
54	32° 59′ 32.9875″	131° 03′ 12.3533″
55	32° 59′ 32.9266″	131° 03′ 12.0903″
56	32° 59′ 32.6627″	131° 03′ 11.4053″
57	32° 59′ 32.3561″	131° 03′ 11.5001″
58	32° 59′ 32.3377″	131° 03′ 10.5379″
59	32° 59′ 32.3121″	131° 03′ 10.5037″
60	32° 59′ 31.9843″	131° 03′ 10.1641″
61	32° 59′ 31.9733″	131° 03′ 09.5062″
62	32° 59′ 31.4882″	131° 03′ 09.5183″
63	32° 59′ 30.0548″	131° 03′ 09.9942″
64	32° 59′ 29.6616″	131° 03′ 08.9329″
65	32° 59′ 29.8933″	131° 03′ 09.3057″
66	32° 59′ 29.9465″	131° 03′ 09.3749″
67	32° 59′ 30.1814″	131° 03′ 09.4321″
68	32° 59′ 30.3045″	131° 03′ 09.4779″
69	32° 59′ 31.7993″	131° 03′ 08.9493″
70	32° 59′ 31.9642″	131° 03′ 08.7814″
71	32° 59′ 32.3874″	131° 03′ 09.1682″
72	32° 59′ 32.5116″	131° 03′ 09.2202″
73	32° 59′ 32.6842″	131° 03′ 09.3938″
74	32° 59′ 32.7787″	131° 03′ 09.5670″
75	32° 59′ 32.8606″	131° 03′ 09.8434″
76	32° 59′ 32.8813″	131° 03′ 10.3284″
77	32° 59′ 32.8938″	131° 03′ 10.9096″
78	32° 59′ 32.8969″	131° 03′ 11.0933″
79	32° 59′ 32.9788″	131° 03′ 11.2847″
80	32° 59′ 33.1689″	131° 03′ 11.9504″
81	32° 59′ 33.2707″	131° 03′ 12.1897″
82	32° 59′ 33.5161″	131° 03′ 12.4899″
83	32° 59′ 33.8238″	131° 03′ 12.5132″
84	32° 59′ 35.3878″	131° 03′ 12.2900″
85	32° 59′ 35.9054″	131° 03′ 12.2300″
86	32° 59′ 36.0680″	131° 03′ 12.2396″
87	32° 59′ 36.4930″	131° 03′ 12.4295″
88	32° 59′ 36.7407″	131° 03′ 13.0128″
89	32° 59′ 36.7541″	131° 03′ 13.2352″
90	32° 59′ 36.6897″	131° 03′ 13.6267″
91	32° 59′ 36.6655″	131° 03′ 15.1430″
92	32° 59′ 36.8377″	131° 03′ 15.2135″
93	32° 59′ 37.1249″	131° 03′ 15.6694″
94	32° 59′ 37.2898″	131° 03′ 16.4146″
95	32° 59′ 37.5564″	131° 03′ 17.1253″
96	32° 59′ 38.2549″	131° 03′ 18.4244″
97	32° 59′ 38.5711″	131° 03′ 19.0984″
98	32° 59′ 38.7090″	131° 03′ 19.3316″
99	32° 59′ 38.9105″	131° 03′ 19.7661″
100	32° 59′ 39.1904″	131° 03′ 20.0485″
101	32° 59′ 39.4349″	131° 03′ 21.2182″

102	32°59′39.4750″	131°03′22.0115″
103	32°59′39.5144″	131°03′22.3355″
104	32°59′39.5165″	131°03′22.7527″
105	32°59′39.5018″	131°03′22.7559″
106	32°59′39.5462″	131°03′23.0539″
107	32°59′39.5558″	131°03′23.0520″
108	32°59′39.5910″	131°03′23.1756″
109	32°59′39.8866″	131°03′24.7589″
110	32°59′39.6304″	131°03′25.2202″
111	32°59′39.3794″	131°03′25.3702″
112	32°59′38.9106″	131°03′25.3878″
113	32°59′38.3248″	131°03′25.4848″
114	32°59′38.0776″	131°03′25.6960″

○国土交通省告示第八百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯浦川五

二　砂防法第二条の土地の表示

令和五年国土交通省告示第千号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第八百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　湯浦川五

令和五年国土交通省告示第千号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第八百四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―661号	油処理剤	ＥＣＯＳＡＳ７リーン	ＡＳＰｉＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社	東京都台東区蔵前４丁目31―10

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	あま市新居屋上古川二番一から同市甚目寺稲荷百二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十八日

人事異動

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事補　伊東　大地

名古屋簡易裁判所判事に補する

名古屋地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（八月十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モルドバの独立記念日につき、八月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２号

長野県飯田市鼎切石4376番地４
清算株式会社　株式会社アコーズ
代表清算人　佐々木邦雄

1　決定年月日　令和７年８月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更
協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
株式会社アコーズ（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和７年２月１日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
⑵　協定債権者に対する弁済
会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。
⑶　協定債権者による債務免除
各協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその余の債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表の「配当基準額」欄記載の額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
(別表省略)

以上
長野地方裁判所飯田支部

再生手続開始

管 理 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和七年八月二十八日
埼玉県草加市松原一丁目八番一八―一一一
二号
（甲）プラビダ合同会社
代表社員　賀持　隆一
東京都港区南青山二丁目二番六号七〇二号
室
（乙）ビセンテ合同会社
代表社員　賀持　隆一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月二十一日
掲載頁　七十五頁（号外第一八九号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年八月二十八日
埼玉県朝霞市本町三丁目一番五四号
（甲）東日本企画株式会社
代表取締役　**楠**本由美子
埼玉県朝霞市西原一丁目四番七号
（乙）有限会社峠観光
取締役　吉田　美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月九日
掲載頁　一二六頁（号外第二八五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月十日
掲載頁　六十二頁（号外第二八六号）
令和七年八月二十八日
東京都品川区南大井六丁目二〇番一二号
（甲）株式会社ロキテクノ
代表取締役会長　兼　社長　伊東　伸
（乙）株式会社ロキグループ
代表取締役会長　兼　社長　伊東　伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　五十六頁（号外第一八六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　五十六頁（号外第一八六号）
令和七年八月二十八日
東京都武蔵野市御殿山一丁目五番六号
（甲）株式会社ブルズアイ
代表取締役　荒木　浩二
東京都武蔵野市御殿山一丁目五番六号
（乙）株式会社ジャストマネジメント
代表取締役　荒木　浩二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　四頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十四日
掲載頁　一二七頁（号外第一八四号）
令和七年八月二十八日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号
（甲）株式会社アクセルエンターメディア
代表取締役　三野　善之
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号
（乙）株式会社パイプシェル
代表取締役　山田　将章

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二日

掲載頁　四頁

令和七年八月二十八日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社Ｓｗｅｅｔ　Ｐｉｘｅｌｓ

代表取締役社長　長江　国輝

石川県金沢市森山一丁目二番二三号

（乙）株式会社レモネード・レモニカ

代表取締役社長　長江　国輝

合併公告

左記会社は吸収合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一九一頁（号外第一七五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一〇頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十八日

東京都調布市柴崎一丁目六七番地一

（甲）株式会社富士フイルムテクノサービス

代表取締役　齋藤　宏之

東京都羽村市神明台二丁目一〇番地八

（乙）株式会社富士フイルムメディアクレスト

代表取締役　小澤　順

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和六年九月二日

掲載頁　七十八頁（号外第二〇四号）

令和七年八月二十八日

東京都渋谷区桜丘町一番一号

（甲）Ｓａｎｓａｎ株式会社

代表取締役　寺田　親弘

東京都渋谷区桜丘町一番一号

（乙）株式会社ダイヤモンド企業情報編集社

代表取締役　阿部　泰芳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　十七頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十八日

神奈川県座間市小松原一丁目一一番一六号

（甲）株式会社アライアクソン

代表取締役　新井　康之

神奈川県座間市小松原一丁目一一番一六号

（乙）有限会社新精金型製作所

代表取締役　新井　康之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一四九頁（号外第一七一号）

令和七年八月二十八日

名古屋市守山区向台三丁目一八〇七番地

（甲）株式会社ショクブン

代表取締役　三枝　俊幸

名古屋市守山区向台三丁目一八〇七番地

（乙）株式会社食文化研究所

代表取締役　三枝　俊幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　八十四頁（号外第一八九号）

令和七年八月二十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号

（甲）高田株式会社

代表取締役　鬼頭　佳代

愛知県海部郡大治町花常フケ五〇―一

（乙）株式会社ファッションプラザ

代表取締役　鬼頭　理絵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（丁）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　九十九頁（号外第一八八号）

（乙）、（丙）、（戊）及び（己）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　一〇六頁（号外第一八八号）

（庚）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　一〇七頁（号外第一八八号）

令和七年八月二十八日

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（甲）クリエイトシェアードサービス株式会社　代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二

（乙）こやまファーマシー株式会社　代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二

（丙）ファーマシートマト株式会社　代表取締役　中村　清誉

大阪市西区阿波座二丁目二番一八号いちご西本町ビル七Ｆ

（丁）ファーマシーとやま株式会社　代表取締役　野田　隆吾

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（戊）フィデリティセンター株式会社　代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（己）プライムセンター株式会社　代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（庚）株式会社四国ファーマシー　代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（辛）合同会社Ｎ社買収ＳＰＣ　代表社員　中村　清誉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　七十五頁（号外第一八六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　八十四頁（号外第一八九号）

令和七年八月二十八日

岡山県総社市井手七九三番地九

（甲）飛鳥ホンダ株式会社　代表取締役　戸田　保

岡山県倉敷市連島中央四丁目一番三四号

（乙）株式会社ホンダ販売中島　代表取締役　中島　貴雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/group/index.htm

（乙）https://www.hiroshima-gasp.co.jp/guidance/koukoku.html

令和七年八月二十八日

広島県安芸郡海田町明神町二番一一八号

（甲）広島ガスプロパン株式会社

代表取締役　泉　博之

広島県三次市東酒屋町一四二四番地一

（乙）広島ガス三次株式会社

代表取締役　原田　仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、本吸収合併については、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一九一頁（号外第一四八号）

令和七年八月二十八日

福岡市中央区天神一丁目一一番一号

（甲）西日本鉄道株式会社

代表取締役　林田　浩一

福岡県宗像市陵厳寺四丁目七番一号

（乙）西鉄バス宗像株式会社

代表取締役　川下英次郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、本吸収合併については、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一九一頁（号外第一四八号）

令和七年八月二十八日

福岡市中央区天神一丁目一一番一号

（甲）西日本鉄道株式会社

代表取締役　林田　浩一

福岡県大野城市大字牛頸二四七三番一二号

（乙）西鉄バス二日市株式会社

代表取締役　江口　正男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の遊技場（所在群馬県伊勢崎市三室町五三三〇番地　屋号メガガイア伊勢崎東）経営事業及びこれに関連する権利義務及び資産を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　六十二頁（号外第一八六号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　六頁

令和七年八月二十八日

茨城県つくば市東新井三六番地一一

（甲）株式会社ジョイパック

代表取締役　金　剛石

東京都中央区日本橋横山町七番一八号

（乙）株式会社ＭＧ

代表取締役　齊藤　慶

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の産業ガス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二三三頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十八日

埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉一九八六番地一

（甲）三和高圧株式会社

代表取締役　片山　政夫

埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉一九八六番地の一

（乙）株式会社三和商会

代表取締役　小宮康一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＬＰガス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二三三頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十八日

埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉一九八六番地一

（甲）三和ガス株式会社

代表取締役　増渕　明

埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉一九八六番地の一

（乙）株式会社三和商会

代表取締役　小宮康一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年九月五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　三十四頁（号外第一五二号）

令和七年八月二十八日

東京都新宿区四谷三―一一

（甲）ＪＶＲ株式会社

代表取締役　小川　隆太

東京都新宿区四谷三―一一

（乙）Ｚｅｒｏｎｉｔｙ株式会社

代表取締役　加藤　寛大

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して、乙は甲のＰＡＣＳ（医療用画像管理システム）データ移行業務に付帯する製品・サービスに関する事業に関する権利義務を承継し、甲はこれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日です。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一〇頁（号外第一六九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　九十八頁（号外第一六二号）

令和七年八月二十八日

東京都羽村市神明台二丁目一〇番地八

（甲）株式会社富士フイルムメディアクレスト

代表取締役　小澤　順

東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号

（乙）富士フイルムメディカルサービスソリューション株式会社

代表取締役　九々　佳則

吸収分割公告

当社（甲）は、左記効力発生日に株式会社富士フイルムメディアクレスト（乙、住所東京都羽村市神明台二丁目一〇番地八）が保有することとなる富士フイルムメディカルサービスソリューション株式会社（住所東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号）の株式二株を、吸収分割により乙から承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日です。

当社は、会社法第七九六条第二項に基づき、当社の株主総会の承認を経ずに本分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年七月一日
　　掲載頁　一五一頁（号外第一五〇号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年七月二十四日
　　掲載頁　二一〇頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十八日
東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号
富士フイルムメディカル株式会社
代表取締役　川原　芳博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年八月二十一日
　　掲載頁　七十九頁（号外第一八九号）

令和七年八月二十八日
横浜市鶴見区北寺尾七丁目一二番一〇号
（甲）株式会社阿部ホールディングス
代表取締役　阿部　政彦
横浜市鶴見区北寺尾七丁目一二番一〇号
（乙）株式会社アベホールディングス
代表取締役　阿部　政彦

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりシーシーアイ株式会社（乙、住所岐阜県関市新迫間一二番地）の産業タイヤ事業について有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年七月七日
　　掲載頁　一二六頁（号外第一五五号）

令和七年八月二十八日
岐阜県関市新迫間一二番地
シーシーアイ産業タイヤ株式会社
代表取締役　岡部　鉄也

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりシーシーアイ株式会社（乙、住所岐阜県関市新迫間一二番地）の住設・建材事業について有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年七月七日
　　掲載頁　一二六頁（号外第一五五号）

令和七年八月二十八日
岐阜県関市新迫間一二番地
シーシーアイ住設建材株式会社
代表取締役　岡部　鉄也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　伊勢新聞
　　掲載の日付　令和七年八月二十八日
　　掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　伊勢新聞
　　掲載の日付　令和七年八月二十八日
　　掲載頁　四頁

令和七年八月二十八日
三重県伊勢市小俣町湯田七三〇番地一
（甲）株式会社ＣＳＢコーポレーション
代表取締役　林　雅哉
三重県伊勢市小俣町湯田七三〇番地一
（乙）三重電子株式会社
代表取締役　林　雅哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
千葉県千葉市若葉区金親町四九八―三七
ＨＭ　ＣＨＩＢＡ合同会社
代表社員　高橋ハサンカ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することとし、組織変更後の商号は株式会社ＭＩＲＡＩＫＥＮとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
東京都中央区築地四―四―一五
合同会社未来健ＭＩＲＡＩＫＥＮ
代表社員　小坂田正英

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はトライドットホールディングス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
東京都渋谷区笹塚二丁目四一番六号
アボリアスコート笹塚ウエスト一―二〇二
リトー合同会社
代表社員　菅野　道博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はトライドットコンサルティング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
東京都渋谷区笹塚二丁目一六番二号ＡＳＰ笹塚ビル五Ｆ
ベイトックス合同会社
代表社員　菅野　道博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はトライドットデベロップメント株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
東京都渋谷区笹塚二丁目一六番二号ＡＳＰ笹塚ビル五Ｆ
バンルー合同会社
代表社員　リトー合同会社
職務執行者　菅野　道博

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
東京都東大和市芋窪四丁目一七五四番地
大和食糧販売企業組合
代表理事　山崎　正人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＣＬＵＴＣＨ　ＫＩＣＫ株式会社とします。

効力発生日は令和七年十月十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年八月二十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
東京都杉並区成田西三―一二―一七
ＣＬＵＴＣＨ　ＫＩＣＫ合同会社
代表社員　メリカー　賢一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
東京都渋谷区本町三丁目三七番九号
ＡＣＴＷＥＬＬ合同会社
代表社員　河村　晃平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭＳＫとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日
神奈川県相模原市南区相模大野四丁目五番八―八〇五号
ＭＳＳ合同会社
代表社員　山下　美佳

組織変更公告

当組合は、令和七年八月十日の総会決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は認可日とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所掲示場に掲示しております。

令和七年八月二十八日

京都府舞鶴市字与保呂二四六番地の三

与保呂生産森林組合

理事　時岡　敦郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＨａｒｍｏｎｉＱとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日

大阪府大阪市平野区長吉出戸三丁目二番五二号　合同会社ＨａｒｍｏｎｉＱ

代表社員　田中　真穂

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月二日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年九月十七日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月二十八日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

ナイル合同会社

代表社員　一般社団法人ナイル

職務執行者　長坂　英樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年八月二十二日付、官報（号外第一九〇号）七十八頁に掲載しております。

令和七年八月二十八日

北海道北斗市七重浜四丁目二七番一二号

株式会社北海道セレモニー

代表取締役　堺栄　力史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　七十九頁（号外第一一五号）

令和七年八月二十八日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオングローバルＳＣＭ株式会社

代表取締役　山本　浩喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二百六十万二千百五十円減少し四億九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年八月二十八日

東京都千代田区紀尾井町三番一号

エコナビスタ株式会社

代表取締役社長　杉嵜　将茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　七十一頁（号外第一三二号）

令和七年八月二十八日

東京都千代田区神田錦町三丁目六番地

京急アセットマネジメント株式会社

代表取締役　芝田　知広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十九億七千八百九十四万円減少し一億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月十九日

掲載頁　七頁

令和七年八月二十八日

東京都港区海岸一丁目一六番一号

日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社

代表取締役　菊地　正幸

資本金の額の減少公告

当法人は、資本金の額を一千二百万円減少し五億五千百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年八月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号

太陽有限責任監査法人

代表社員　山田　茂善

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百四万九千三百七十円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://metroweather.jp

令和七年八月二十八日

京都府宇治市広野町茶屋裏一八番地の一

タニヤマ大久保ビル一階

メトロウェザー株式会社

代表取締役　古本　淳一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十八日

高知市西町八七番地　有限会社蔵一

代表取締役　四ノ宮宏昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し二〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日

沖縄県南城市玉城字船越一三三九番地の二

合同会社ＷＥＳＴＬＩＮＥ

代表社員　金城　真

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月一日を効力発生日とする株式会社ナルミヤ・インターナショナルとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力が生ずる日後の資本準備金の額が、当該日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役会の決議によって決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年八月二十八日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

株式会社ワールド

代表取締役　鈴木　信輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円、資本準備金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　六十七頁（号外第一六〇号）

令和七年八月二十八日

東京都江東区東陽四丁目一〇番四号

株式会社日貿信保証

代表取締役　鳥谷越　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億九千万二千四百五十円、資本準備金の額を十二億六千七百七十六万三千二百七十四円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は令和七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　八十三頁（号外第一〇七号）

令和七年八月二十八日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手町ビル一〇階　株式会社ビービット

代表取締役　遠藤　直紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五百五十万円、資本準備金の額を四億五千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　七十七頁（号外第一二九号）

令和七年八月二十八日

新潟県見附市柳橋町三三六番地一　帝人フロンティアＤＧ株式会社

代表取締役　田中　秀典

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月十二日を基準日と定め、同日十九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年八月二十八日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号　ＧＭＯアドホールディングス株式会社

代表取締役　熊谷　正寿

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月二十八日

東京都品川区東五反田三丁目二〇番一四号　住友不動産高輪パークタワー一二Ｆ　ＰＲＯＮＩ株式会社

代表取締役　柴田　大介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十八日

岐阜県海津市平田町土倉字江東四七八番地　エコテック株式会社

代表取締役　藤城　太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十八日

岐阜県大垣市大井四丁目五三番地　東海サーモ株式会社

代表取締役　浅野　圭一

株式移転につき通知公告

当社は、株式会社ＪＩＮ　ＤＩＮ　ＲＯＵホールディングス（住所東京都品川区上大崎二丁目一四番九号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和七年八月二十八日

東京都品川区上大崎二丁目一五番二二号　株式会社ＪＩＮ　ＤＩＮ　ＲＯＵ

代表取締役　荻巣　雄太

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ロキテクノと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十八日

東京都品川区南大井六丁目二〇番一二号　株式会社ロキグループ

代表取締役　伊東　伸

任意清算公告

当法人は、令和七年八月八日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十八日

千葉県木更津市金田東一丁目三八番地一コネクトテラスＣ号室　江川・大塚税理士法人

代表社員　大塚眞志人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s08524-gl8vt/

令和七年八月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｒｏｓｅ　Ｂａｙ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千九百四十万円減少し、優先出資五千百八十八口を一口につき五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を二億五千九百四十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　八十六頁（号外第一五七号）

令和七年八月二十八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階　Ｙｕｒｉ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

訂正公告

令和七年八月八日（号外第一八一号）掲載の不在者財産管理人による供託公告中、供託番号に「令和七年度金一五三一四号」とあるは「令和七年度金一六八一六号」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十八日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａ　みつば総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　布目　隆一

訂正公告

令和七年八月二十日（号外第一八八号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の「代表取締役　村崎　美侑」とあるは「代表取締役　村崎　未侑」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十八日

愛知県豊田市千石町五丁目一八番地　（甲）ミカロ株式会社

代表取締役　村崎　未侑

愛知県豊田市千石町五丁目一八番地　（乙）有限会社新興設備工業

代表取締役　村崎　乃